

〈2〉 輸出規制品目番号国際化 経済産業省第二次案に対する意見書提出 CISTEC安全保障輸出管理委員会事務局

輸出規制品目番号国際化に関し、日本貿易会、日本機械輸出組合と協調しながら経済産業省と協議を続けておりましたが、同省から平成23年度に第一次案が、また、平成24年度に第二次案が提示されました。この経済産業省の第二次案に対し、三団体及びCISTEC内で検討を行った結果、早期に具体的な検討を進めることが重要との考えで、平成25年度以降更なる改善を求めていくものの、現時点の案としては当案を受け入れることで本記事の末尾に示すような三団体連名の意見書を作成し経済産業省に提出しました。

1. これまでの経緯

規制品目番号の国際化に関しては平成15年度からその活動を続けており、日本貿易会、日本機械輸出組合とも連携しながら実施に向け検討をしてきました。輸出管理に大きな影響を与える改正内容であり、経済産業省とも密接に協議してきたところで

CISTECでは規制番号国際化実現WGを中心に検討を行い、他の各委員会、分科会で説明を行うと共に意見を伺ってきました。この結果、平成18年度、20年度、22年度に規制品目番号国際化に関する要望書を提出しています。これと並行して他団体とも協議を行っており、平成23年度は、日本貿易会、日本機械輸出組合とCISTECの三団体連名にて要望書を提出し、これに対し経済産業省の第一次案が提示されました。

平成24年度はこの第一次案に対し政省令とEU番号とを対応させるための読替表を提案しているものの、政令レベルまでの読替表であり、貨物等の規制番号を特定することができないた

め、上記三団体で協議し10桁までの対応を可能とするような追加要望書を作成、提出しました。

2. 経済産業省 第二次案の概要

政省令番号の規制番号をEU番号化するに際し、前提として主に我が国法制度上の制約、及び輸出規制に関する方針の違いなどがあり、これを勘案した上で経済産業省から第一次案、二次案が提示されています。その主な制約事項等は以下の通りです。

- （1）政省令の番号にはアルファベットは使用できない。
- （2）新規制定時は番号の飛び番は使用できない。
- （3）WAとNSG等、規制内容のレジーム間の重複がある場合は、WMD関連レジーム優先の扱いとする。

これらを考慮の上、第一次案、第二次案とも、WMDレジーム優先の考え方を維持しつつ、現状の番号体系（1～16項、条、項、号、イロハ等）は変えずに国際化番号（EU番号体系）へは読替表で対応する方針で作成されています。

経済産業省提示の第一次案と第二次案の主な差異は以下に示します。

No	項目	第一次案	第二次案	第二次案に対する備考
1	政省令改正	EUと規制項番を合わせるため、大幅な改正を行う	原則として改正しない	外為令は見直し要か
2	重複規制がある場合の分類	WMDの番号を採用 EU番号（例）：2B001 国際化（例）：2B201	WAの番号を採用 EU番号（例）：2B001 国際化（例）：2B001（N）	（N）：WMD該当を示す我が国独自符号
3	読替表	1：1に対応する読替表 桁数：5桁	変則的対応表 桁数：10桁（フル桁）	1：1対応ではないため、見せ方の工夫が必要
4	許可申請・通関時等の判定番号の扱い	実務上EU番号のみによる	政省令番号、EU番号どちらでも良い	

第一次案、第二次案の大きな違いは「大幅な政省令改正を行う／行わない」、「重複規制の場合の分類：WMD番号／WA番号」、及び「申請・申告番号はEU番号のみ／政省令・EU番号どちらも可」の3点と言えます。

（a）大幅な政省令改正を行う／行わない

第一次案ではレジームの規制内容と合わせるため、政省令も全面改正を行い、規制の内容をEU規制と1：1に合わせます（いわゆる規制の箱を合わせる）。こうすると

- ・EU等と規制の内容が一致して分かりやすくなる。

反面

- ・政省令が大幅に改正されるため、各企業では輸出管理システムの大規模な見直しが必要となり、更にこれまでの全ての判定済み内容を全て判定しなおす必要がある。

等の理由から、第二次案では大幅な改正は行わず、現行の判定データがそのまま使用できる読替表で対応することとした。これに伴い、読替表が変則的対応となり、複雑になることとなった。

（b）重複規制の場合の分類：WMD番号／WA番号

同一品目がWAとWMDレジームで重複規制される場合、EUではWA番号、我が国では独自のWMD

番号となり、規制番号が一致しないため誤解の元となることから、第二次案ではEUに合わせ、WA番号体系とする。但し、WMD優先の扱いを堅持するため、その貨物がWMDで規制される貨物であることを明示する符号を付ける。

（c）申請・申告番号はEU番号のみ／政省令・EU番号どちらも可

海外子会社を持たない企業等ではEU番号の使用は不要であることが多く、政省令番号の大幅改正を行わない前提では政省令番号の使用もできた方がスムーズに移行できる。

以上のことから、第二次案では「（1）原則として政省令を改正せずに、（2）読替表（貨物が特定できる規定細番まで）で対応することとし、（3）読替後の番号での管理（含む税関申告）を可能とする。」と言う方向に見直しがなされたものです。

但し、現行の政省令の見直しは原則行わないとした事により、読替表だけでは複雑になるため、政省令の見せ方を工夫し、対応関係を分かりやすくする必要あることから、例として以下の見せ方の提案を行っています。

経済産業省 見せ方案 例1（工作機械の例）

NSG及びWAで重複規制される場合

2（12）省令第1条第十四号 輪郭制御軸数が2軸以上の工作機械 2B201／2B001（N）	
2B001（N） a.	イ 旋削できる工作機械であって、（一）及び（二）に該当するもの （一）直線軸の位置決め精度 6 μm未満 （二）直径35mm以上のものを加工できるもの
2B201／2B001（N）	ロ フライス削りができる工作機械であり次のいずれかに該当するもの （一）直線軸の位置決め精度 6 μm未満 （二）輪郭制御回転軸数 2軸以上 （三）輪郭制御軸数 5軸以上
2B001（N） b.	ロのうち、次のいずれかに該当するもの 1. 直線3軸＋回転1軸＋直線軸位置決め精度 6 μm未満 2. 輪郭制御軸数 5軸以上 （3）ジグ中ぐり盤で直線軸位置決め精度 4 μm未満） （4．フライカッティング……）
2B201 a.	ロのうち、上記以外のもので次のいずれかに該当するもの 1. 直線軸位置決め精度 6 μm未満 2. 輪郭制御回転軸数 2軸以上

経済産業省 見せ方案 例2（航法関連の例）

1つの政令項目に2つのEU項目が対応している場合

11（5）省令第10条第八号 <u>7B001／7B003</u>	第一号から第七号までのいずれかに該当するものの試験装置、校正装置、心合わせ装置又は製造用の装置
<u>7B001</u>	第一号から第七号までのいずれかに該当するものの試験装置、校正装置、心合わせ装置 又は
<u>7B003</u>	製造用の装置

経済産業省 見せ方案 例3（先端材料の例）

3つの政令項目に1つのEU項目が対応している場合

5（13）～（15）省令第4条第十二号 <u>1C007a,b,c,d,e,f</u>	セラミックの材料となる物質、セラミックの半製品若しくは一次製品又はセラミック複合材料であって、次のいずれかに該当するもの
5（13）省令第4条第十二号 <u>1C007a</u> イ	チタンのほう化物であって、金属不純物の…
<u>1C007b</u> ロ	チタンのほう化物からなるセラミック…
5（14）省令第4条第十二号 <u>1C007c/f</u> ハ	セラミック複合材料であって、ガラス又は酸化物をマトリックスとするもののうち、…
<u>1C007c</u> ハ（一）	次の1及び2に該当する繊維により強化されたもの
<u>1C007f</u> ハ（二）	次の1又は2からなる連続した繊維（1,000度の温度における…
<u>1C007d</u> ニ	セラミック複合材料であって、粒子、ウイスキー又は繊維により強化されたもののうち、…
5（15）省令第4条第十二号 <u>1C007e</u> ホ	ポリジオルガノシラン、ポリシラザン又はポリカルボシラザン

3. 第二次案の評価

規制番号国際化の当初の狙いはEUと規制内容を合わせ、EUはじめ諸外国と番号のみならず規制内容を合わせるのが目的であり、そのためにEU規制と同じ政省令の内容、番号体系の枠組みを合わせるよう政省令改正をするのが理想ですが、現時点で大規模な輸出管理システムの見直し、また、全貨物等の該非再判定を行うのは難しいなど各企業での事情を勘案した案のため、理想とは乖離があります。しかしながら理想の実現に向けて、経済産業省で法制化の作業を早急に推進していただきたいこと、今後三団体と十分な協議をしながら取進めていくことをお願いしつつ、現時点では現実的な案であると了解することとしました。

この旨、経済産業省に対し、三団体連名で3月に意見書としてご連絡いたしました。本記事末尾に意見書を示します。

4. 終わりに

今般の第二次案は理想的な形とは乖離はあるものの、初めてEU規制番号と政省令の読替表（対応表）の形で法制化されるのは、真の規制番号国際化に対する大きな第一歩として捉えたいと考えます。具体的な法制化の動きとしては始まったばかりであり、今後詳細な法制化に向け検討を進めていきますが、今年度以降は詳細な法制化に向け具体的な検討を進めていきますので、引き続きご協力をお願いいたします。

以上

参考文献

CISTEC Journal 2010.11 No.130

「輸出規制品目番号の国際化」に向けて」

CISTEC Journal 2011.03 No.132

「輸出規制品目番号の国際化（EU化）」の実現に向けて」

CISTEC Journal 2012.01 No.137

「輸出規制品目番号の国際化について」

CISTEC Journal 2012.07 No.140

「輸出規制番号の国際化について」

CISTEC Journal 2012.07 No.140

「輸出規制番号の国際化に関する産業界の懸念とこれに関する考え方について」

CISTEC Journal 2012.09 No.141

「輸出規制品目番号の経済産業省国際化案～読替表の10桁フル対応への要望書提出」

【関連書籍】

輸出規制品目リストの日本とEUとの対比＜解説版＞（貨物編）



平成22年11月発行

会員価格 3,800円（税込） 一般価格 5,500円（税込）

■内容

1. EU規制番号体系
2. 貨物等省令をベースにしたEU規制との対比
 - 第1条 原子力
 - 第2条 化学兵器
 - 第2条の2 生物兵器
 - 第3条 ミサイル
 - 第4条 先端材料
 - 第5条 材料加工
 - 第6条 エレクトロニクス
 - 第7条 コンピュータ
 - 第8条 通信関連
 - 第9条 センサー・レーザー
 - 第10条 航法関連
 - 第11条 海洋関連
 - 第12条 推進装置
 - 第13条 その他
 - 第14条 機微品目
3. EU規制番号と米国ECCNとの関連（相違箇所一覧）
4. EU規制番号をベースにした省令との対比一覧
5. EU規制における用語の定義（Definition）

参考資料

(CISTEC HPの以下のURLからもご覧いただけます。
http://www.cistec.or.jp/service/cistec_teigen/meti_teigen2012/index.html)

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部
安全保障貿易管理課 後藤課長殿
安全保障貿易審査課 長濱課長殿
安全保障貿易検査官室 藤代室長殿
写) 貿易管理部 石川部長殿
写) 安全保障貿易管理課 椎名課長補佐殿
写) 安全保障貿易管理課 横田課長補佐殿
写) 安全保障貿易審査課 木村課長補佐殿
写) 安全保障貿易検査官室 掛川室長補佐殿

24貿情セ 調(経提)第18号
平成25年3月15日

一般社団法人 日本貿易会
安全保障貿易管理委員会
委員長 早川 克彦

日本機械輸出組合
安全保障貿易管理専門委員会
委員長 伊地知 嗣典

一般財団法人 安全保障貿易情報センター
輸出管理のあり方専門委員会
委員長 中野 雅之

安全保障輸出管理に係る法制度見直しの意見書

～「規制品目番号国際化に関する経済産業省殿の第二次案」について～

輸出規制品目番号の国際化(EUリスト体系への準拠)については、平成24年(2012年)2月に、日本貿易会、日本機械輸出組合及び安全保障貿易情報センターの三団体連名で、貴省に対して改めてその推進を要望し、更に同年8月に政省令番号とEU規制リストの「読替表」に関しては従来ご提案の5桁からフル桁対応にさせていただきたい旨、要望いたしました。

さて、国際化の具体案については、貴省から2012年1月に第一次案を、更に第二次案(2013年2月付貴省案、添付のとおり、以下、第二次案という)を提示いただきました。この第二次案に対し三団体の見解を述べさせていただくとともに、今後の推進につなげていただきたいと考え、本意見書を作成いたしました。

1. 第二次案の変更点について

第二次案に関して、当初提示されていた第一次案からの大きな変更点は以下の通りと理解します。

- (1) 原則として政省令を改正しない
- (2) 読替表(貨物が特定できる規定細番まで)で対応する
- (3) 読替後の番号での管理(含む税関申告)を可能とする

2. 第二次案に対する評価について

第二次案に関しては当初の要望事項である①EU規制の番号体系への移行、②国際レジームで定められた規制内容との一致、の点からはかなり乖離があると考えられるものの、諸般の事情から、上記1.の(1)乃至(3)となったことについては、現時点では現実的な案だと了解いたします。

3. 今後の進め方について

当初の要望事項については今後とも引き続きご検討いただくことをお願いしたく存じますが、第一ステップとして第二次案の実現に向けて作業を早急に推進していただきたく、関係する具体的諸施策については、三団体と十分協議しながら取進めていただくようお願いいたします。

以上

(添付資料：2013年2月付貴省提示の第二次案)

注) 添付省略